

受付番号： 2021-1-1039

課題名：東日本大震災当時の南三陸町における避難所・在宅診療の医療ニーズ
解析疫学研究

1．研究の対象

東日本大震災後の2011年3月～2011年12月に南三陸町の避難所あるいは自宅で診療を受けられた方

2．研究期間

2016年1月（倫理委員会承認後）～2025年12月

3．研究目的

本研究では、東日本大震災後の南三陸町における医療ニーズを把握し、災害時の医療供給体制の課題をあきらかにすることを目的としています。この研究によって、病院が直接被害を受けるような大規模災害が起きた場合に、予想される健康被害と医療ニーズを知ることができ、効果的に対応するための備えにつながります。

4．研究方法

南三陸町における約13,000件の災害診療記録を匿名化したうえで電子的に取り込み、解析可能な形にデータベース化します。匿名化されたデータベースを用いて東日本大震災から何日後にどのような疾患が多く発生したか、どのような特徴をもっているかなどを統計的に解析します。

5．研究に用いる試料・情報の種類

匿名化は、プライバシーマーク取得企業に委託して、災害診療記録のコピーを作成し、コピーに含まれる氏名、住所、生年を除く生年月日、電話番号、担当医などの個人情報に黒く塗りつぶしたうえで、PDFという電子的なファイルにして行います。研究者は匿名化されたPDFのみを受け取りデジタルデータ化します。研究者が個人情報に触れることはありません。

6．外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

東北大学：研究責任者 江川新一

南三陸病院：研究責任者 初貝和明

芝浦工業大学：研究責任者 市川 学

東京慈恵会医科大学：研究責任者 越智 小枝

帝京大学：研究責任者 坪井 基浩

株式会社 仙台三川：研究責任者 寺嶋 強

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲
内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。
また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さん
の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡
先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

仙台市青葉区荒巻字青葉 468 - 1

東北大学 災害科学国際研究所 災害医療国際協力学分野・研究責任者 江川新一
022-752-2058

研究責任者：

仙台市青葉区荒巻字青葉 468 - 1

東北大学 災害科学国際研究所 災害医療国際協力学分野・江川新一
022-752-2058

研究代表者：

仙台市青葉区荒巻字青葉 468 - 1

東北大学 災害科学国際研究所 災害医療国際協力学分野・江川新一
022-752-2058

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」
注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
法令に違反することとなる場合